

第一次大戦中における自由労働組合の

超経営的参加政策（ドイツ・一九一四—一九一八）（2）

山田高生

- 一 はじめに
- 二 開戦当初の「労働共同体」提案とその背景
- 三 「祖国勤労奉仕法」と自由労働組合の超経営的参加政策……（以上、前号）
- 四 戦時食糧統制と経済指導への参加
- 五 独占資本の政策転換と復員局の設置
- 六 むすび

四 戦時食糧統制と経済指導への参加

前述の失業問題や戦傷者扶助問題とともに、開戦後自由労働組合が直ちにとり組まなければならなかった大きな問題は食糧問題であった。食糧不足は、戦前より輸入依存度が高かったドイツでは、イギリスの海上封鎖によ

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策（2）

第一次大戦中における自由労働組合の超経營的参加政策(2)

って労働者大衆の生活を直接圧迫したし、また戦争による軍事優先策の結果として、国内の農業労働力及び輸送手段の不足によって著しくドラスティックな形で現われた。自由労働組合総務委員会は、開戦直後の八月十三日に社会民主党幹部会と共同で、政府にたいし生活物資の公的規制を要求する請願を提出したのをはじめとして、その後もいくたびか、請願あるいは内務省との交渉を通じて公的機関による生活物資の買上げ、製パン用穀物の最高価格の引下げ及び主要生活物資にたいする最高価格の設定等のいわゆる戦時食糧統制の要求を行なった。⁽¹⁾これにたいし当初政府は、穀物の公的規制に反対する農業家グループの意向を配慮してなかなか腰を上げようとしなかったが、ついに一九一四年十一月二三日の連邦参議院で食用じゃがいもの最高販売価格を定めたのを皮切りに、翌年一月末には小麦生産の統制、パンの配給制が導入され、徐々に戦時食糧統制に入っていった。⁽²⁾その後一九一六年五月二三日には、戦時食糧局(Kriegsnährungsamt)が設置され、ドイツ全土の食糧、原料、飼料等の統一的管理が委ねられたが、しかしプロイセン内務省と農務省の間の反目や多くのラント政府の非協力のために実効を上げることができず、食糧事情はいよいよ悪化の一途をたどった。そしてついに一九一七年春には、パンの配給割当の削減をきっかけとして、大都市労働者の最初の大規模なストライキにまで発展したのである。開戦後最初の労働者大衆の内政的不満の表出として注目されるこのストライキにさいして、戦時局は自由労働組合総務委員会との交渉を通じて、労働者の不満をそらすために、⁽⁴⁾各食糧配給機関への労働者代表二名の参加を約した。最大のストライキ参加者(二万人)を記録したベルリンでも、労働者食糧委員会(Arbeiterernährungsausschüsse)が組織されたことによってストライキは収拾された。こうして労働者大衆の政治化を危惧した戦時局と経済的要求を一步も越えようとしなかった総務委員会との協力によってともかくストライキは収拾されたが、しかし食糧

事情そのものが解決されたわけではなく、むしろそれ以後は、食糧の絶対的欠乏下で統制違反者にたいする官僚主義的取締りの方向が強化されたのである。⁽⁵⁾

ところで自由労働組合総務委員会は、戦時食糧統制策における農業利害関係者と官僚主義の影響を排除するために⁽⁶⁾、一方では戦時局が戦時食糧局の後楯となり、各司令部管区に戦時局の下部機関として食糧調達部を設けることを要求し、他方では「生産者の協同組合的結合と、農業と消費者の協同組合とのあいだの生産物の直接的交換……及び分配のさいの消費者の直接的代表」といういわゆる「共同経済的」組織の形成を提唱した。⁽⁷⁾つまり、前者は戦時局の力を借りて上から、後者は協同組合によって下から、全ドイツの農産物の生産・流通過程を組織化しようとしたわけだが、その場合上からの組織化と下からの組織化とは労働組合の経済指導への参加によって結びつけられた。経済指導への参加は、組合指導者の公的機関への参加によって行なわれ、国家干渉と産業自治とをつなぐ超経営的参加政策の主要な柱であり、すでに祖国勤労奉仕法のもとで金属労働組合議長A・シュリッケの戦時局への派遣として実現していたが、ここでは、まずキリスト教労働組合のアダム・シュテーターガーヴァルト (Adam Siegerwald) と社会民主党的アウグスト・ミュラー (August Müller) の戦時食糧局への招聘、後に自由労働組合きつての経済政策通と目されたロバート・シュミット (Robert Schmidt) が戦時食糧局の副局長として就任した。

この経済指導への参加要求は、もともと開戦当初から出されていたわけではなく、労働組合のなかで経済政策問題への関心が高まるのにつれて登場してきたことが特徴的である。一九一五年の戦時租税法の立法化問題⁽⁸⁾をきっかけとして、収益の多い産業部門の企業を国営化、もしくは独占化すべきであるという議論が出されたとき、

第一次大戦中における自由労働組合の超経營的参加政策(2)

自由労働組合は、それらの国営企業や独占企業の内部での被用者代表の共同決定権の確立とともに、それらを新たに設置されるライヒ経済局の監督のもとにおくことを要求したが、そのさいライヒ経済局には、これらの企業の職員と労働者の代表からなる顧問団 (Beirat) が設けられ、生産割当の原則、決済と販売価格の確定、賃金、労働条件の確定、利潤の配分及び災害防止のための技術設備の改善等について検討と報告を行なう権利が与えられるべきことが要請された。⁽⁹⁾ さらに、一九一七年三月に発表された『戦後のドイツ経済の転換のためのドイツ労働組合の要求』⁽¹⁰⁾ のなかでは、移行経済のためのライヒ委員会 (Reichskommissariat für Übergangswirtschaft) にかんして経済指導への参加が要求された。それによれば、このライヒ委員会は、戦後の正常な経済関係の復帰まで全輸出入を規制し、当該産業グループの労働者と職員の代表の参加のもとで輸入会社を監督し、さらに、移行経済の課題の支援、経済状態についての資料の蒐集、苦情、希望、提案の受け付けと処理のために、各邦とプロイセンでは各州にライヒ委員会への任命する議長の主宰する同数の企業家、被用者、当該州政府の代表からなる経済局を設置する。そのほかにライヒ委員会は、生産、販売領域、引渡条件、輸入価格の規制を目的とするすべての経済的シンジケートを統制し、戦時経済から平和経済への移行に不都合であるシンジケートの政策を禁ずることができるとされた。ところで、以上のような労働組合の経済指導への参加要求は、一九一七年八月の政権交代の結果、ライヒ内務省の経済・社会政策課から分れて新たに設置されたライヒ経済局によって、実現されることになった。このライヒ経済局は、原料管理のために個々の産業部門に経済的自治管理団体を組織し、それを指導監督することを任務とする公的機関であり、雇主団体の代表と並んで労働者と職員の代表の参加も認められた。副局長には社会民主党の A・ミュラーが就任し、ややおくられてキリスト教労働組合のヨハネス・ギースベルツ

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

- (5) 一九一七年四月ストライキ收拾後の八月に、戦時食糧局は、ライヒ食糧局に格上げされ、新たにボンメルン長官フョーン・ヴァルドウ(von Waldow)を局長に迎えて、統制違反者に対する刑罰と取締りの強化にのり出した。しかしそうした官憲国家的取締りも所せんは食糧の絶対的欠乏下では闇市の価格を吊上げる役割を果したにすぎなかったのである。(P. Umbreit, a. a. O., S. 105)
- (6) 戦時食糧統制策についで自由労働組合の幹部の一人であったハウル・ウムブライトはつぎのように述べている。
「国民の食糧は、利害関係者と官僚の支配の間であちろちろたゆれ動いた、そして組織によってよりも規則、報償、刑罰によつて規制された。そのうち、古い官僚の中にはこのような国家干渉を危険な社会主義とみなす人々が少なからずいた。」(Ebenda, S. 108)
- (7) Ebenda, S. 102—103 u. 106.
- (8) Vgl. Gustav Stolper, Deutsche Wirtschaft seit 1870, Tübingen 1964, S. 69—70. 坂井栄八郎訳『現代ドイツ経済史』一九三九年、竹内書店、六四—五ページ。
- (9) P. Umbreit, a. a. O., S. 236—237.
- (10) “12. Staats- und Monopolbetriebe” im sozialpolitischen Arbeiterprogramm der deutschen Gewerkschaften, in: P. Umbreit, a. a. O., S. 222. Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat—Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890—1920), Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Bd. 9, Düsseldorf 1956, S. 99.
- (11) Forderungen der deutschen Gewerkschaften für die Umstellung der deutschen Wirtschaft nach dem Kriege, in: P. Umbreit, a. a. O., S. 263—273, insbesondere S. 263—264.
- (12) H. J. Varain, a. a. O., S. 113—114.

(13) Ebenda, S. 108.

(14) 拙稿『第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策（ドイツ・一九一四—一九一八）』（1）、成城大学「経済研究」第五七号、四三—ページ参照。

五 独占資本の政策転換と復員局の設置

自由労働組合の超経営的参加政策は、軍部・政府の労働者宥和策と結びつきつつ、法的規制のもとでの労使同権の協議機関あるいは公的領域における経済指導への参加として次第に実現していったが、しかし開戦当初自由労働組合の側から提案された独占資本との自主的な「労働共同体」の形成は、*Herr-im-Hause* の立場を堅持する雇主団体の拒否にあって達成されずにいた。たしかに祖国勤労奉仕法のもとでの義務制労働者委員会やその他の公的機関において労使が同じテーブルにすることはあっても、雇主団体は相変らず労働組合を承認せず、それどころか黄色組合を組織して敵対的な態度をとりつづけたのである。⁽¹⁾ このような状況のもとで、労働組合にとって「労働共同体」の形成は、なによりもまず雇主側が自主的に労働組合を承認することを意味していたわけだが、そればかりではなく、戦争後半期に次第に労働組合の城内平和策から離反を示しはじめた労働者大衆をつなぎとめておくためにも、独占資本との協力によって効果的な経済・社会政策を政府から引き出す戦術的需要があったと考えられる。だが「城内平和」イデオロギーのもとで開戦当初からストライキ権を放棄してしまった自由労働組合には、自らの力で独占資本の側に政策転換をせしめるだけの力量はなく、むしろ戦争の結末と大衆の革命化に不安をもちはじめた独占資本の側の政策転換によってはじめて、戦争の最後の年に「労働共同体」の形成

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策（2）

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

のチャンスが訪れることになったのである。

独占資本側と労働組合との最初の頂上会談がもたれたのは、一九一七年末から翌年のはじめにかけてであったが、この第一回会談はなんの結論もえられず散会した、と言われる。⁽²⁾ 会談は不成功に終わったとしても、それまでこの種の会談をかたくなに拒否してきた独占資本側がともかく会談にのぞんだこと自体政策の転換を予示していた。この会談に参加した鉄鋼独占資本代表フューグラー(Albert Vogler—シュティンネス・コンツェルンの総支配人)は、後に一九一九年のドイツ国民党ライプツィヒ大会において、当時の独占資本側の意図について次のように述べている。「われわれの立場を放棄せざるをえなかったのは戦術的措置からではない。なによりもまず実践的考慮からであった。一九一七年にわれわれが戦争は間もなく終結するだろうと考えたとき、われわれには途方もなく大きな仕事明らかになった。それは、一千万から一二百万の人間を直ぐさま、比較的短期間のうちに経営につれ戻すという仕事であった。その場合われわれが懐いた大きな懸念は、戦時局がこの仕事も官僚主義的に運ぶのではないか、という点にあった。もしそうなら、たとえ戦争に勝利を収めたとしても、ドイツには危機感が広がり、おそらく多くの場合今日とあまり変わらないことになっていろう。われわれは、このとてもない課題を被用者と共同で解決したいと考えたのだ。そして一九一七年にはじまり、一九一八年にかけて続いた第一回目の会談は、なによりもまず、一千万の人間を再び職場につけるために、どのような手段がとられねばならないかという問題をめぐって行なわれたのである。⁽³⁾」このフューグラーの発言がドイツ革命後にしかも独占資本の代弁者によって行なわれたという事情を考慮して、ここで若干の注釈を加えておく必要があるように思われる。

第一に、この会談がはじまる二ヶ月前に発生したロシア革命が、戦争の長期化にともなうて累積されてきたドイツの大衆の不満に点火するのではないかという内政上の不安をつのらせ、雇主側に戦後処理の最重要問題として復員問題を狙上へのぼせたことが考えられる。この雇主側の危惧が現実のものになるのは、この会談のほぼ十ヶ月後にむかえた敗戦とドイツ革命においてであるが、この間ジグザグ・コースをとりつつも雇主側の行動を基本的に規定したものは、大衆の革命化にたいする恐怖であった。そのさい、大衆の革命化を防止すると同時に、戦後の資本主義経済維持のための労働力を確保しうるか否かという問題は、いつに復員問題の適切な処理にかかっていたのである。第二に、雇主側は戦争の後半期以来、政府・軍部にたいし一方では次第に強化されてきた官僚統制にたいする非難と他方では勝利の講和による国内情勢の打開への期待というアンビヴァレントな態度をもつようになってきたが、とりわけこの時点で両者の矛盾が鋭化したことが考えられる。すなわち、前者についてはロシア革命以後緊急な課題として意識された復員問題を官僚主義的なやり方でうまく処理できるかどうかという懸念が強まる一方で、後者についてはロシア革命からブレスト・リトフスク講和交渉へと東部戦線における情勢変化によって、東部の領土拡大と西部戦線での勝利への期待が急速に盛り上ってきたこと、これである。この時点ではまだ不安と期待がバランスを保っていたが、軍が東部戦線の戦争終結にともない西部戦線の春季攻勢の方向にむかうや、雇主側にとってこの労使会談そのものが意味を持たなくなり、なんの成果もなく終ることになるのである。しかし期待された春季攻勢が敗北に終わり、勝利の講和がもはや不可能であることが判明した一九一八年夏以降、前者の官僚主義的統制にたいする非難が息をふきかえし復員局の設置から「中央労働共同体」の形成へと敗戦と革命の混乱期における独占資本と労働組合幹部との協力関係の土壌が形成される。第三に、自

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

由労働組合総務委員会の側も、国家の官僚統制と大衆の急進化にたいし以上の独占資本とはほ同じ利害状態にあったことである。つまり一方では、ロシア革命の影響は、大衆の増大しつつあった不満を独立社会民主党やスパルタクス団、および反総務委員会派の労働組合と結びつけ、明らかに総務委員会の超経営的参加政策とは対立する方向にむかわしめる可能性を示していたこと、他方では農業者や独占資本家の利害に左右された官僚主義的國家ではもはやそうした大衆の不満を緩和することかできないと思われたこと、これである。この時点では雇主団体はいまだ労働組合を承認してはいなかったが、しかし祖国勤労奉仕法のもとでの労働組合指導者との協働の経験から、彼らを次第に大衆から区別して認識しつつあったのである。さきのフェークラーの発言には、ロシア革命の余波としての大衆の革命化にたいする恐怖と西部戦線における春季攻勢へ期待——これが会談を成果なく終らせたのだが——について言及されていなかったが、すでにこの時点でその十ヶ月後に訪れる敗戦と革命期における独占資本と自由労働組合総務委員会の利害共同体的関係の原型が形成されたとみることができるのである。

第二回目の会談は、一九一八年の春季攻勢が失敗に終るなから、五月に入ってからヘルリンを中心とする電気機械産業の独占資本家グループと労働組合代表との間で持たれたが、実質的な交渉に入るのは、ドイツの軍事的敗北がいよいよ確定した七月に入ってからと言われる。⁽⁴⁾ 会談は、労働組合側の年来の要求であった労働組合の承認問題をはじめ、八時間労働、賃金協定等について話し合いが持たれ、ついに電気産業代表ラウマー(V. Raumer)と自由労働組合の代表レキーン、パウアー、シュリッケとの間で一九一八年十月二日のベルリン会談において、戦争終結後に予期される困難な経済状態に対応するため「労働共同体」が形成されねばならないという点で原則的一致に到達した。⁽⁵⁾

他方これまでもっとも頑強に労働組合との話し合いを拒絶し、Herr-im-Hause の立場を堅持してきたライオン工業地帯の石炭・鉄鋼独占資本家たちも、十月に入ると迫りくる敗戦と革命という事態に否応なく対応せざるをえなくなり、十月十八日の鉱山資本家代表と炭鉱労働者代表の六時間にわたる会談の結果、ついに「事実上労働組合を労働者代表として承認する」旨の声明を発表した。⁽⁶⁾ 当時の石炭・鉄鋼独占資本の危機感とその対応について後に（一九一八年十二月三十日）ドイツ鉄鋼産業界同盟の事務局長ライヒェルト（Jakob Reichert）は次のように語っている。「われわれは今や全政治の廃虚の前に立っており、そして企業家層そのものも生きのびることができないために、この廃虚のなかにわれわれの新しい経済を幾分堅固に構築できる礎石を求めることが必要であることは誰の目にも明らかであった。事実この状態はすでに十月のはじめにはつきりしていた。問題は、いかにして産業を救うことができるか。いかにしてすべての経済部門を吹きぬけるおそるべき社会化、国有化、目前の革命から企業家層もまもることができるか、これである。将来を展望して、おそらくフルシヨアシーは今後ドイツの経済政策にとって強力な支柱になりうるかを問うたなら、ひとは、この十年間に体験した多くの残念な現象とたひ重なる失望に直面して次のように言わねばならなかった。経済政策上の問題について残念ながらフルシヨアシーはまったく信用がない、と。組織された労働者のみが圧倒的な影響力をもっているようにみえた。ここから次のような結論がひき出される。国家と政府の不安定な権力の唯中において産業にとって強力な同盟軍は被用者の側にしかない。それは労働組合である。もしこの組織された被用者大衆のなかに、企業家との結束と連帯の思想が目覚めるとしたら、——おそらく——将来ドイツ産業が繁栄にむかってさらに進みうる道は存在し、そこに救出への展望がひらける。」⁽⁷⁾ 以上のライヒェルト発言は、革命の緊迫した情勢のもとでなされたとは言え、そ

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

これは第一回労使会談以後の軍事的、内政的情勢の展開の帰結であった。今やトイン軍の軍事的敗北によって勝利の講和への野望は絶たれ、革命的情勢の前におひえる独占資本にとって、革命を回避し資本主義的生産秩序を保持するための残された唯一の方策は、これまでの Herr-im-Hause 的立場を放棄し、右派労働組合指導部と連携する以外に道はなかったのであり、そうした独占資本の政策転換の受け皿として用意されたものこそ、自由労働組合の超経営的参加政策であったのである。それは、大戦さ中における軍部・政府の労働者宥和策として徐々に実現されてきたが、今や軍事的敗北と国家権威の失墜を目前にして、独占資本との「中央労働共同体」の形成によって歴史の方向を決定する要素にまで押し上げられた。「中央労働共同体」の形成は、後述するように、たしかに革命発生後の「十一月十五日協定」に基づいているが、しかし独占資本と自由労働組合総務委員会との実質的な共働作業としての超経営的参加政策は、革命発生直前にあわただしく設置された「復員局」(Demobilnachungsamt) にその最初の実践を見出すことが出来る。

以上の労使トップ会談が大詰めを迎えた時期に、ライヒ経済局は雇主、労働者、職員の団体の代表を招聘して移行経済の問題について話合った。席上、当局側は移行経済の最大難問である復員問題を戦時局に委ね、行政当局の手で処理するという意向をもらしたのにたいし、すでに労使会談において復員問題の重要性について共通の認識に達していた雇主、労働者、職員の代表は、経済局自体が産業自治の育成につとめ、しかも経済団体が数ヶ月にわたって準備してきたのだから、復員問題は経済団体の自治のもとで行なわるべきであると要求し、経済局の意向と鋭く対立した。そのさい「雇主は、もっとも厳しく行政当局の規制を拒否した」と言われる。⁽⁸⁾ 彼らは、もはや従来の官僚主義的やり方ではこの体制的危機をのり切れるかどうか危惧をいだいていたのである。復員問

題のなかに革命の成否を決める鍵があることを鋭く見抜いていた独占資本家ラーテナウによれば、「復員局が迫りくる内戦にさいし国防省と最高司令部にとって代る。なぜなら実際の最高司令部はただ部隊を思いどおり動かすにすぎないのであって、部隊が叛徒に変わるときにはそれは終りである。」したがって今直ちに必要なことは、「多くの信頼すべき分子を故郷に帰還させ、彼らのかつての職場に復帰させる」ことであつた。⁽⁹⁾ 復員問題を適切に処理しうるか否かという問題は、移行経済における労働力確保というすぐれて経済的問題であると同時に、帰還兵士の革命化防止という政治的問題でもあつたのである。労働組合の指導者たちにとつても事情は同じであつた。すなわち復員問題は出征した労働組合員の職場と生活の確保の問題であつたし、また彼らの指導的地位を守るために、帰還兵士が革命派Ⅱ反執行部派の基盤にならないように配慮しておくことが必要であつたからである。こうして復員問題をめぐって独占資本家と労働組合指導者とは、一方では行政当局の官僚主義的処置に反対し、他方では大衆の革命化を緩和するために、経済的にも政治的にも密接な利害共同体を形成することができたのであり、そしてこれこそ「産業自治」とよばれた事柄の内実をなしたのである。

かくて独占資本側と労働組合側の代表は、十月末に復員問題と戦時経済から平和経済への移行のすべての問題について統一的に協働することを決議し、次のごとき申し合せを行なつた。⁽¹⁰⁾ (一)、ライヒ政府にたいし独立のライヒ局として復員局の設置を要求すること。これは復員にかんするすべての問題を処理し、「もっとも包括的な全権」が与えられる。(二)、復員局の構成は國務次官を議長として労働者と雇主の代表からなり、雇主と被用者の組織によつて同権的に代表される。(三)、復員局の主たる業務は(a)労働力の復帰と配分にかんする原則を確定すること、(b)職業紹介所の設置、(c)失業者扶助、(d)緊急救済事業の委託と請求を行なうこと、(e)軍需工場を平和工場に

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

転換させること、(f)軍用品を平和経済のために利用すること、等である。四、復員局は、下部組織を設置することができると同時に、あらゆる経済組織と公的組織に仕事を委任することができる。——このように労使の代表の間で一致して構想された復員局は、労働組合と雇主団体のそれぞれの代表の同権的参加にもとづく公的機関として、復員と移行経済の問題についてドイツ全土にわたってほとんど絶対的な権限が賦与されるべきものとされた。これに依りて政府(宰相と全閣僚が参加)と労使代表(各二名)との話し合いが十一月五日に持たれ、席上、政府側はこの要求が諸邦の主権をおかすおそれがあるという懸念を表明したが、労働組合側代表として出席していたレギーンは、「もし政府がそのような大きな問題を大変小さく取扱おうと考えるなら、経済の諸組織は以後協力をお断りする」と威嚇して、復員局の設置を迫ったと言われる。⁽¹¹⁾しかしこの日はなんらの結論も出ずに終わり、翌日再度もたれた会談で政府側が折れて労使側の要求が通るにいたった。かくて七日に正式に復員局(Reichsamt für die wirtschaftliche Demobilisierung)の設置が公表され、その長官には、かねて労使の間で推挙が申し合わされてきたケート(Dr. Koeth)が任命された。かくて労働組合による経済指導への参加要求は、敗戦と革命という潜在的圧力を背景にしてこの労使同権の公的機関としての復員局においてほぼ全面的に実現することになり、その後翌年四月に廃止されるまでの六ヶ月間、革命の進展を回避し、資本主義的生産秩序を維持するうえで決定的な役割を演ずることになるのである。

復員局の設置のほぼ一週間後の十一月十五日に独占資本と労働組合の代表の間で「中央労働共同体協定」が締結された。双方の立役者の名をとってシュティンネス・レギーン協定とも呼ばれるこの協定は、全部で十二項からなり、労働組合の承認、団結権、黄色組合の追放、帰還兵士の旧職場復帰、職業紹介、団体協約、労働者委員

会、仲裁委員会、八時間労働等の項目のほかは、「この協定の実施、復員の調整、経済生活の維持、被用者として重戦傷者の生活確保のために、今後とられるべき諸措置に関して、関係労使団体は同数の代表者からなり、職業別に組織された下部機構をもつ中央委員会を設立する」(第十項)旨謳われた。⁽¹²⁾ここに、開戦当初自由労働組合によって提案され、雇主団体に拒否されたあの「労働共同体」構想は、ついに敗戦と革命のさなかに「中央労働共同体」として成立するにいたった。かくて、第一次大戦中の自由労働組合の超経営的参加政策の一つの到達点とも言うべき「中央労働共同体」において、ほぼドイツの主要産業すべてにわたって各産業レベルにおける労使同権にもとづく産業自治の原則が確立される一方で、それは、その出先機関とも言うべき復員局の任務に示されたごとく、大衆の革命化にたいする大独占資本と労働組合幹部との一種の利害共同体として、労働者大衆の組織的統合化による革命の鎮静化という役割を担うことによってワイマール経済民主主義に一定の方向を与えることにならざるを得ない。

(1) Jürgen Kocka, *Klassengesellschaft im Krieg 1914—1918*, Göttingen 1973, S. 60—61 u. 77.

(2) W. Richter, a. a. O., S. 159—162. 粟原良子『ドイツ革命と「ドイツ工業中央労働共同体」』(『京都大学法学部・法学論叢第九一巻三号(一九七二年)』三四ページ以下参照)。

(3) Albert Vögler, “Untergang oder Aufbau”, *Flugschriften der Deutschen Volkspartei*, XV, Berlin 1920, S. 14, zitiert bei: W. Richter, a. a. O., S. 159.

(4) Ebenda, S. 187—189.

(5) H. J. Varain, a. a. O., S. 116.

(6) *Correspondenzblatt*, 28. Jg., 1918, Nr. 44, S. 406, zitiert bei: W. Richter, a. a. O., S. 207.

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

- (7) J. Reichert, Entstehung und Ziel der Arbeitsgemeinschaft, Berlin 1916, S. 6—7, zitiert bei: W. Richter, a. a. O., S. 203—204.
- (8) P. Umbreit, a. a. O., S. 276.
- (9) Walther Rathenau, Politische Briefe, Dresden 1929, zitiert bei: Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Teil I, Bd. 5, Berlin 1966, S. 115.
- (10) P. Umbreit, a. a. O., S. 278—9. 栗原良十「前掲論文」四一—四五頁に参照。
- (11) Ebenda, S. 279.
- (12) Die Arbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands, Referat von Adolf Cohen-Berlin, in: Zur Sozialisierungsfrage, Sonderabdruck aus dem Protokoll der Verhandlungen des Zehnten Deutschen Gewerkschaftskongresses, abgehalten in der Zeit vom 30. Juni bis 5. Juli zu Nürnberg, Berlin 1919, S. 55—56. 協定の全訳は栗原「前掲論文」五三一—五四ページである。なお「中央労働共同体」の活動と機能については、同上(第九一卷四号(一九七二年)、三四ページ以下に詳しい。

六 おおむね

以上われわれは、第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策の展開を考察してきたが、最後にそのなかから、次の時代のワイマール経済民主主義にうけつがれる三つの基本要素として労使同権、経済指導への参加、産業自治についてその歴史的性格を確定し、むしろに代えたい。

(一) 労使同権についての自由労働組合の要求は、労働組合の承認、資本と労働の対等性の確立等によって戦前

からの Herr-im-Hause 的労使関係の克服を目指すものであった。したがってこの要求は、労働力商品の取引者としての労働組合の本来の要求に属するが、しかしここではそれが、ストライキという労働組合独自の闘争手段を武器とした団体交渉権の確立として要求されたのではなく、開戦当初の「労働共同体」提案をはじめその後の提案のなかにくりかえし現われたように、城内平和イデオロギーのもとで労使の対抗関係よりもむしろ協力関係に力点をおくことよって労使同権原則を実現しようとしたし、またそうした労働組合の態度を前提として各種の労使同権機関が実際に実現しえたことが特徴的である。ドイツでは今世紀初め頃より若干の産業において労働協約の締結がみられ、次第に発展する方向にあったが、⁽¹⁾しかしそれは第一次大戦の勃発とともに戦前における団体交渉の発展が未成熟なままに、開戦早々にしてストライキ権を自ら放棄し戦争協力を表明した自由労働組合総務委員会の超経営的参加政策のなかに吸収され、しかも軍部・政府の側における近代戦争に不可欠な大衆の主体的参加（兵役と兵器増産）の要請に応えることよって、はじめて労使同権原則が実現されたのであった。こうした労使同権原則の形成事情が自由労働組合の運動を Herr-im-Hause 的労使関係の克服⇨労使関係の近代化の枠内にとどまらせ、ドイツ革命期とそれに続くワイマール期においてもこの原則そのものを突破することを不可能ならしめたわけである。

(二) 経済指導への参加は、労使同権原則とは異って自由労働組合の超経営的参加政策に独自の内容を与えている。つまり労使同権原則は経営内参加組織についても超経営的参加組織についても妥当する参加の一般原則であるのにならぬし、経済指導への参加は「戦時社会主義」や「共同経済」の思想とも関連して国民経済レベルでの問題だからであり、ワイマール期には経営民主主義 (Betriebsdemokratie) から区別される経済民主主義 (Wirtschafts-

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(2)

demokratie)の特徴を形成するにいたった⁽²⁾。第一次大戦中の戦時統制経済下において経済指導への参加によって意図されたものは、独占資本の民主的規制と労働者大衆の不満解消であったが、しかし実際にはその意図と裏腹に、食糧、原料問題は一向に解消されず、かえって次第に低下しつつあった国家の権威を補強する役割を担わされたためスパルタクス団、独立社会民主党、組合内反執行部派の反撥をまねいたのであった。経済指導への参加によって、国家は労働組合の体制内統合化に成功したが、逆に労働組合は労働者大衆の組織的統合化に失敗したわけである。こうした経済指導への参加をめぐる問題は、革命期の社会化論争が成果なく終った後、一九二五年のドイツ労働組合総同盟ブレスラウ大会において、資本主義社会のなかで労働組合による経済指導への参加が可能か否かをめぐってヘルムベルク(Hermburg)とイエツケル(Jäckel)の間でいわゆる経済民主主義論争として展開されることになる⁽³⁾。ワイマール経済民主主義のもとでの労働組合内部の抗争は、すでに第一次大戦中にその萌芽を有していたのである。

(三) 最後に産業自治の原則についてであるが、ドイツではすでに第一次大戦前にウェッブ夫妻の『産業民主制』が紹介され、労働組合指導者の一部に影響を与えていたと言われるが⁽⁴⁾、しかし実際には国家権力の介入を排除し、労使間で自主的に問題を処理していくような慣行が戦前からあったわけではないし、また開戦後も雇主団体は相変わらずのHerr-in-Hauseの立場を堅持し、労働組合側は当初の「労働共同体」提案が不首尾に終わった後もっぱら国家干渉への志向性を強めていった。こうした状況のもとでドイツにおける産業自治の形成にとつて特徴的なことは、第一に戦時経済統制への経済団体の自主的参加に規制の必要から、国家の側からその監督のもとで産業自治団体を組織することによって、まず産業自治の土壌がつくり出されたことである。第二はそうし

た「上から」の産業自治の形成にもかかわらず、戦争末期にいたると原料・物資が絶対的に欠乏し官僚主義的統制の面だけが強化されるにいたったが、それに対する反撥としてはじめて労使の間で産業自治の自主的形成の方向が現われてきたことである。そして第三に——これが決定的に重要なことだが——軍事的敗北は国家の権威失墜のもとで大衆の革命化に対抗する独占資本と労働組合指導者との共同防衛組織として「中央労働共同体」において実現されたことである。こうした産業自治の成立過程にみられる問題性は、ワイマール経済民主主義の脆弱性と形骸化につながって行くことになるのである。

- (1) 久保敬治『ドイツ労働法の展開過程』昭和三五年、有斐閣、三〇ページ以下参照。
- (2) Fritz Naphthali (Hrsg.), *Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel*, Berlin 1928, S. 151ff.
- (3) “Die Wirtschaft und die Gewerkschaft”, in: *Protokoll der Verhandlungen des 12. Kongress der Gewerkschaften Deutschlands*, 2. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes, Abgehalten in Breslau vom 31. August bis 4. September 1925, Berlin 1925, S. 136ff.
- (4) フォヒブレン社会主義のドイツ労働組合運動への影響について、vgl. Markus Beck, *Wirtschaftsdemokratie*, Zürich und St. Gallen 1962, S. 17ff.

(一九七七・六・二九 完)